

令和 6 年度 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業補助金 募集について

1 補助内容

幼稚園等における日々の教育実践に関する記録の保存、指導案や指導要録の作成など、幼稚園等において教育に係る資料の電子化に必要な ICT 環境の整備を行うことのできる支援システムの導入にあたって必要となる費用の一部を助成します。

2 補助対象事業者

学校法人立幼稚園、学校法人立幼稚園型認定こども園

学校法人立幼保連携型認定こども園、社会福祉法人立幼保連携型認定こども園

！ 注意 ！

- あくまでシステム導入に対する補助金であるため、**既存のシステムや既存の設備にかかる経費は対象外**です。
- システム導入に経費がかかることが前提です。無料アプリの導入の場合には申請できません。
- PC やタブレット等、**備品のみを購入する場合には申請できません**。
- 本事業で対象となるシステムに搭載する機能については、資料の作成を補助するものや作成した資料について保護者・教員同士での共有を容易にするものなど、幼児教育の質の向上に配慮されたものでなければなりません。また、幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化するものについては対象外です。
- 幼児教育の質の向上を目的とした ICT 化の促進を行うために募集するものであり、こども家庭庁で募集する「保育所等における ICT 化推進事業」と重複して申請することはできませんのでご注意ください。

3 補助対象経費

（１） 主な対象経費 ※以下の項目に経費がかかっている場合のみ、補助に申請できます。

- 日々の教育実践に関する記録の保存に係るシステムの導入経費
- 指導案や指導要録の作成に係るシステムの導入経費
- 教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るためのシステムの導入経費

（２） （１）がある場合に、主な対象経費に追加できる経費

- 導入したシステムのために必須となる物品（PC やタブレット等の端末は除く）の購入費、設置費
- システムのリース料、保守費、通信費（当年度分のみ）
- システムの利用に無線 LAN 設置が必須である場合、これに係る機器購入費用、工事費（大規模な施設改修にあたるものを除く）

（３） 上記の（１）と（２）を合わせた金額の半額以下までを補助の対象にできる経費

- システム導入にあたり必要となった PC やタブレットの購入費
- システムの利用に無線 LAN 設置が必須ではない場合、これに係る機器購入費用、工事費（大規模な施設改修にあたるものを除く）

！ 注意 ！

今回の募集では、

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間についてかかる経費で
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに
- 契約・導入（設置）・支払（領収書の発行）までの全てが行われる

ものについてのみ、補助に申請できます。

4 補助対象経費の上限・補助金額

（１）補助対象経費

学級数により、異なります。

- ・ 1 施設当たり 100 万円まで（6 学級以下）
- ・ 1 施設当たり 150 万円まで（7 学級以上）

※学級数については、原則として今年度の学校基本調査で回答する学級数とします。

※学校基本調査においては0～2歳児の学級数を回答しないため、認定こども園における3号児の学級数については以下の算定方法により算定してください。

$$（3号児学級数）＝（0歳児在園児数）×1／3＋（1～2歳児在園児数）×1／6$$

（２）補助金額

補助対象経費の1／2

※補助対象経費が100万円の場合、補助金額は補助対象経費の1／2、つまり、50万円

※補助対象経費が150万円の場合、補助金額は補助対象経費の1／2、つまり、75万円

【参考】補助対象経費と補助金額のイメージ

